

選択供給条件説明書
(家庭用ガス温水暖房契約)

平成29年11月1日

金沢市

目次

1.	目的・趣旨.....	1
2.	選択供給条件の変更.....	1
3.	用語の定義.....	2
4.	適用条件.....	2
5.	契約の申込み.....	3
6.	契約の成立及び変更.....	3
7.	契約期間.....	3
8.	検針.....	3
9.	使用量の算定.....	3
10.	料金.....	4
11.	単位料金の調整.....	4
12.	割引制度.....	5
13.	設置確認.....	6
14.	契約の解約.....	6
15.	その他.....	6
	別表.....	8

家庭用ガス温水暖房契約

1. 目的・趣旨

- (1) この選択供給条件は、ガス温水暖房システムの普及を通じ、金沢市（以下「本市」といいます。）の製造設備等の効率的利用及び効率的な事業運営に資することを目的といたします。
- (2) この選択供給条件説明書は、本市が行う金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号。以下「条例」といいます。）第24条第1項に規定する一般供給条件と異なる供給条件（以下、「選択供給条件」という。）により行う小売供給の実施に関し、本市が定める金沢市ガス一般供給条件説明書（平成29年4月1日実施）に記載の事項とは別に、条例、金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）、金沢市ガス供給条例及び金沢市ガス供給に関する規程の実施に関する要綱（昭和60年公営企業告示第3号）及び金沢市ガス供給における選択供給条件に関する要綱（平成29年4月1日実施）等（以下、「条例等」といいます。）に定める必要な事項をまとめたものです。

2. 選択供給条件の変更

- (1) 本市は、条例等を改正した場合、法令の改正によりこの選択供給条件の変更の必要が生じた場合又はその他本市が必要と判断した場合には、この選択供給条件を変更することがあります。この場合において、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第14条第1項の規定による料金等の供給条件の説明（以下「供給条件の説明」といいます。）、同条第2項の規定による料金等の供給条件の書面の交付（以下「契約締結前の書面交付」といいます。）及び法第15条第1項の規定による料金等の供給条件の書面の交付（以下「契約締結後の書面交付」といいます。）は、
 - (3) 及び (4) のとおりに行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
- (2) お客さまは、(1) によるこの選択供給条件の変更に異議がある場合は、解約をすることができます。
- (3) 本市はこの選択供給条件の変更における供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を次のとおりに行うものといたします。ただし、(4) による場合を除きます。
 - ①供給条件の説明及び契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他本市が適当と判断した方法（以下「本市が適当と判断した方法」といいます。）により行い、当該変更しようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ②契約締結後の書面交付を行う場合は、本市が適当と判断した方法により行い、本市の名称及び住所、契約年月日、当該変更した事項並びに供給地点特定番号を記載いたします。
- (4) この選択供給条件の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式

的な変更等、当該供給条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約締結前の書面交付については、当該変更しようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明し、契約締結後の書面交付をしないものとしたします。

3. 用語の定義

- (1) 「ガス温水暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を接続する機能を有する熱源機又はガス給湯器により、温水を供給して、暖房又は乾燥を行うシステムをいいます。
- (2) 「高効率給湯器」とは、専用住宅又は併用住宅で、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱(ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。)を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上である給湯能力が60号(1号とは水温よりも25℃高い湯を1分間に1リットル給湯できる能力をいいます。)以下の給湯器をいいます。
- (3) 「ガスコンロ」とは、専用住宅又は併用住宅の居住部分で、エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して過熱することができるものをいいます。
- (4) 「ガストーブ」とは、専用住宅又は併用住宅の居住部分で、エネルギー源としてガスを使用し、放射熱又は対流熱で暖房を行う燃焼機器をいいます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (6) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (7) 「居住部分」とは、世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有する部分をいい、専用住宅の全部又は併用住宅の居住の用に供されている部分をいいます。
- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、及び地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切捨てます。
- (9) 「単位料金」とは、11に定める基準単位料金(税抜)又は調整単位料金をいいます。
- (10) 「基本料金(税込)、基準単位料金(税込)、割引上限額(税込)」とは、基本料金、基準単位料金及び割引上限額それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の規定にもとづき記載します。
- (11) 「基本料金(税抜)、基準単位料金(税抜)、割引額(税抜)、割引上限額(税

抜)」とは、基本料金、基準単位料金、割引額及び割引上限額それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

この選択供給条件は、ガス温水暖房システムを以下のいずれかの条件で使用されるお客さまで、この選択供給条件の適用を希望される場合に適用いたします。

- ①専用住宅に設置し、その同一需要場所におけるガス使用量を1個のガスメーターで算定する場合。
- ②併用住宅の居住部分に設置し、その居住部分におけるガス使用量を1個のガスメーターで算定する場合。
- ③併用住宅の業務部分に設置し、業務部分におけるガス温水暖房システムのガス使用量を②の居住部分のガスメーターにより算定する場合。

5. 契約の申込み

お客さまは、この選択供給条件を承諾の上、本市に所定の申込書によりこの選択供給条件による契約を申し込んでいただきます。

6. 契約の成立及び変更

- (1) 選択供給条件によるガスの供給及び使用に関する契約（以下「選択契約」といいます。）は、本市が5の申込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。この場合、本市は、料金の適用開始日をお客さまにお知らせいたします。
- (2) この選択契約の契約成立日から1年を経過する日前に他の選択契約への変更を申し込まれた場合、本市はその申込みを承諾しない場合があります。ただし、当該変更の申込みが、条例第24条に規定する一般供給条件によるガスの供給及び使用に関する契約（以下「一般契約」という。）への変更、設備の変更又は建物の改築等のための一時的な不使用による場合はこの限りではありません。
- (3) 過去にこの選択契約及び他の選択契約を契約成立日から1年を経過する日前に解約又は一般契約への変更をされ、同一需要場所において再びこの選択契約及び他の選択契約の申込みをされた場合で、その適用開始日が過去の選択契約の解約又は一般契約への変更をされた日から1年を経過していない場合は、本市はその申込みを承諾しない場合があります。ただし、当該変更の申込みが設備の変更又は建物の改築等のための一時的な不使用による場合はこの限りではありません。
- (4) 本市は、お客さまが本市とのこの選択契約、一般契約又は他の選択契約にもとづく料金を、条例第19条第3項に規定する支払期日を経過しても支払われていない場合は、使用の申込みを承諾できないことがあります。

7. 契約期間

この選択契約の契約期間は、契約成立日から解約した日までといたします。

8. 検針

本市は、規程第15条に規定する検針の他、この選択契約から一般契約への変更があった場合、この選択契約の解約日に検針を行います。

9. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、翌月の検針日の前日までに解約を行った場合には、当該月の定例検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

10. 料金

- (1) 本市は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 本市は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金適用開始日は、次のとおりといたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、使用を開始した日といたします。
 - ②一般契約又は他の選択契約からこの選択契約へ変更する場合は、契約成立日以降最初の定例検針日の翌日とします。

11. 単位料金の調整

- (1) 本市は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により、別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1（5）のとおりといたします。

- ①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} + 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円}$$

- ②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} - 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円}$$

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点以下第3位の端数は切捨てといたします。

(2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トン当たり）

89,530円

②平均原料価格（トン当たり）

別表1(5)に定める各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり液化天然ガス平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及び同3か月間におけるトン当たり液化プロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が、143,250円以上となった場合は、143,250円といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= (\text{トン当たり液化天然ガス平均価格}) \times 0.9273 \\ + (\text{トン当たり液化プロパン平均価格}) \times 0.0775$$

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

(a) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

(b) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

12. 割引制度

(1) この選択契約を締結されているお客さまで、①高効率給湯器、②ガスコンロ、③ガストーブのいずれか、又は複数、もしくは全部をご使用いただいている場合には、その機器の組み合わせにより以下に定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、割引制度の適用を申し込むことができるものといたします。

第1種割引

適用条件 ①高効率給湯器をご使用の場合

第2種割引

適用条件 ①高効率給湯器を使用し、かつ②ガスコンロ又は③ガストーブの

いずれかをご使用の場合

第3種割引

適用条件 ①高効率給湯器、②ガスコンロ、及び③ガストーブをご使用の場合

- (2) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、本市に所定の申込書によりお申込みいただき、本市が申込みを承諾した場合に割引制度を適用いたします。
- (3) 本市は、割引制度を適用する場合、第1種割引は別表3(1)を、第2種割引は別表3(2)を、第3種割引は別表3(3)を適用して割引額を算定いたします。
- (4) 料金適用開始日は、次のとおりといたします。
 - ①この選択契約の契約と同時に割引制度の申込みをする場合は、10(3)により定める日と同一といたします。
 - ②既にこの選択契約を締結されているお客さまが、新たに割引制度の適用を希望される場合は、本市が割引制度の申込みを承諾した日以降最初の定例検針日の翌日といたします。
 - ③既に割引を適用されているお客さまが、(1)に定める割引種別の変更を希望される場合は、本市が割引種別の変更申込みを承諾した日以降最初の定例検針日の翌日といたします。
- (5) お客さまが、割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかに本市に割引制度の適用終了を申し出ていただきます。

13. 設置確認

本市は、4又は12に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、本市は、この選択契約の申込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択契約を解約し、解約日以降一般契約を適用いたします。

14. 契約の解約

ガス温水暖房システムを取り外した場合など、4又は12に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を本市へ連絡していただきます。なお、4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、この選択契約にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般契約を適用いたします。

15. その他

- (1) その他の事項については、一般供給条件を適用いたします。
- (2) この選択供給条件及び一般供給条件に定めのない細目的事項は、必要に応じて

この選択供給条件の趣旨に則り、その都度お客さまと本市との協議によって定めます。

(別表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、割引前料金額から割引額(税抜)を差し引いたものといたします。
ただし、12に定める割引制度の適用がなされていない、又は(4)で算定した割引額(税抜)が0円の場合は、早収料金は、割引前料金額といたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金(税抜)又は11の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。
- (4) 割引額(税抜)は、割引前料金額に割引率を乗じて算定いたします(1円未満の端数切捨て)。ただし、割引額(税抜)算定の結果が料金表に定める割引上限額(税抜)を超える場合は、割引額(税抜)は割引上限額(税抜)と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額(税抜)は0円といたします。
- (5) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ①料金算定期間の末日が1月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ②料金算定期間の末日が2月1日から同月末日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③料金算定期間の末日が3月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④料金算定期間の末日が4月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤料金算定期間の末日が5月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥料金算定期間の末日が6月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦料金算定期間の末日が7月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧料金算定期間の末日が8月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨料金算定期間の末日が9月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩料金算定期間の末日が10月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪料金算定期間の末日が11月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫料金算定期間の末日が12月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表 1

(1) 料金表

適用区分		基本料金 (ガスメーター1個当たり 1箇月につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
A	10立方メートルまでの場合	669.60円(税込)	267.7968円(税込)
		620円(税抜)	247.96円(税抜)
B	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの場合	691.20円(税込)	265.6368円(税込)
		640円(税抜)	245.96円(税抜)
C	20立方メートルを超える場合	3,240.00円(税込)	138.24円(税込)
		3,000円(税抜)	128.00円(税抜)

(2) 調整単位料金

(1)の基準単位料金(税抜)をもとに、11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表 2

(1) 第1種割引

割引率	3パーセント
割引上限額 (1か月につき)	2,160円(税込)
	2,000円(税抜)

(2) 第2種割引

割引率	4パーセント
割引上限額 (1か月につき)	2,160円(税込)
	2,000円(税抜)

(3) 第3種割引

割引率	5パーセント
割引上限額 (1か月につき)	2,160円(税込)
	2,000円(税抜)